



KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS



お知らせ版

## 市の木、市の花木及び市民憲章を再募集

鹿屋市の「市の木」「市の花木」及び「市民憲章」については、8月に一般公募を行いました。応募者が少なかったため、再度募集します。

市の木・市の花木 = 鹿屋市のイメージとしてふさわしく、市民に広く親しまれていると思う「市の木」「市の花木」をそれぞれ1人1点ずつご応募ください。

花木とは、花を觀賞する木のことで、

市民憲章 = 市民憲章は、市民生活を営むうえで心のよりどころとなり、また新市のまちづくりの行動目標となるものです。市民のみなさんの新市への願いや思い、これからのまちづくりの目標、新市へのイメージなどを「ことば」や「文章」でご応募ください。

応募期限 = 12月11日(月)

応募資格 = 市在住の人(どなたでも応募できます)

応募方法 = 応募用紙に記入のうえ、持参、郵送、FAX又はEメールでお申込みください。(応募用紙は本庁地域政策課、各総合支所地域振興課等に置いてあります。また、市ホームページからダウンロードできます)

市の木・市の花木及び市民憲章に採用された人の中から、それぞれ5人に粗品を贈呈します。(該当者多数の場合は抽選)

【問い合わせ・申込先】 市地域政策課 0994-31-1154  
各総合支所地域振興課

## お知らせ

交通事故が多発しています

鹿屋警察署管内における交通事故発生件数及び負傷者数に、昨年同期に比べ増加傾向にあります。交通事故も10月中に相次いで2件発生し、10月31日現在で9人が亡くなられ、極めて深刻な事態が続いています。

また、最近飲酒運転による死亡事故等が続発し、大きな社会問題となっており、管内においても今年3月に発生した飲酒運転によるひき逃げ死亡事故をはじめ、10月末現在で16件の飲酒関連事故が発生するなど、未だ飲酒運転根絶の気運が浸透していない状況です。

もう一度、飲酒運転の責任

の重さと交通安全についてご家庭や職場で考えてみましょう。

【問い合わせ】  
鹿屋警察署交通課  
0994-440110

### 交通事故無料相談

交通事故でお悩みの方はお気軽にご相談ください。

相談日 毎週月・金曜日  
(祝日を除く)

9時～正午、13時～17時  
電話相談可

弁護士相談日 毎月第2・第4木曜日13時～16時

予約制、要面談  
場所 鹿屋島自動車保険請求相談センター(鹿屋島市)

【問い合わせ】  
社団法人日本損害保険協会  
鹿屋島自動車保険請求相談センター

099-252-3466

2006 12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

## 市税は納期内に納めましょう!!

国民健康保険税(第6期)  
介護保険料(第6期)

の納期限は

**12月25日(月)**

【問い合わせ】

市収納管理課  
0994-43-2111  
内線 3163